

広島市東区選挙管理委員会告示第18号

令和7年10月22日

令和7年11月9日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏